

ウォーキングによる健康づくり事業「1日8,000歩以上で健康づくり」
システム整備業務にかかる入札仕様書

1. 業務名

ウォーキングによる健康づくり事業「1日8,000歩以上で健康づくり」システム整備業務

2. 業務目的

生活習慣病予防を目的に壮中年期に運動の動機づけを行うため、活動量計事業システムを構築し、ウォーキングの普及・啓発を図る。

3. 実施スケジュール

平成28年3月31日までに活動量計事業システムを立ち上げ、システム連動の活動量計を1,000個納入し、平成28年4月1日から同システムが稼働できる状態にする。

4. 委託業務内容

(1) 活動量計システムの構築

- ①本市の個人情報取扱規定に基づき、本事業における取扱データを適正に管理できるWEBシステム（個人用及び管理者用専用画面）を提供すること
- ②システムで利用するサーバーは、1万人以上のデータ保存に対応できるサーバーを用意する。今後、目標参加登録者数の変化に応じてデータ容量を拡張することが可能なものとする。
- ③サーバーの設置場所は、セキュリティ上の配慮がなされ、WEBシステムが外部からの侵入等に対しても適切な保護機能がなされていること
- ④個人ログイン画面を作成し、参加登録者が歩数等のデータを閲覧できるシステムが用意され、以下の要件を満たすこと
個人データのグラフ化（歩数、消費カロリー、体重）ができること
活動量（歩数含む）、体重、血圧のデータを一元管理できること
- ⑤個人ログイン画面からリーダー設置場所の一覧を確認出来ること（既存の別サイトにリンク参照する方法も可とする。）
- ⑥活動量計システムに蓄積された情報（CSV形式）を、奈良市及び奈良市ポイント事務局が少なくともひと月ごとに取得できること
- ⑦この事業で取得した全データは契約期間中蓄積可能なものとする。また、

契約満了後も管理者が抽出し、保存しているデータを、管理者が加工等
できること。

⑧個人専用画面ならびに管理者専用画面は、システムメンテナンス時以外
は閲覧可能であること

(2) 専用リーダーの設置・管理

①リーダーは、活動量計のデータを読み取り、活動量計システムへ送信でき
ること

②リーダーは、少なくとも市役所開庁時間帯に利用可能であること

③リーダーの設置について、次の(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たすこと

(ア)リーダーは、パソコン及びインターネット環境があればどこでも（30
か所以上）自由に設置可能であること

(イ)奈良市役所及び奈良市保健所健康増進課に加え、市内にバランスよく
30か所以上のリーダーを設置するものとする。その際、奈良市既存の
パソコン等を利用できない場合、操作可能でインターネット接続可能な
環境も共に整えること

④リーダーのシステムトラブルに関するサポート体制をもっていること

(3) 活動量計の品質・形状・寸法

本件は、下記に示した仕様（規格）の製品を基本とする。

①歩数を計測できること

②消費カロリーおよび活動量を計測できること

③本体の液晶画面で過去1週間以上の取得データを見られること

④歩数等のデータを閲覧できるシステムが用意され、以下の要件を満たす
こと

同システムで個人データのグラフ化（歩数、消費カロリー、体重）が
できること

専用リーダーでデータ通信できること

⑤本体に2週間以上のデータを保存できること

⑥電池寿命3ヶ月以上（12時間/日装着、新品電池）であること

⑦装着しやすい軽量コンパクトのために、以下の要件を満たすこと

重量：30g以下（電池含む）

大きさ：80×45×15mm以下であること

⑧落下防止のためのストラップやクリップ等が付属していること

5. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

受託者は、機密保持と情報管理の徹底のため、奈良市セキュリティに関する

基本方針、奈良市情報セキュリティ対策基準に関する規定、個人情報保護法を遵守するとともに、JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又は、JISQ15001（プライバシーマーク）の認証を取得した作業拠点で、外部への情報漏洩のないよう管理を実施できるものでなくてはならない。

6. 検査

受託者は、業務完了後は、業務完了届及び納品書（成果品一覧含む）並びに成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。必要がある場合は速やかに修正し、再度検査を受けて納品とすること。また、成果品の納入後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において、速やかに修正を行うものとする。

7. 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用及び流用しないものとする。ただし、全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第21条に規定する著作者人格権を除く。）は受注者に帰属する。

8. 留意事項等

- (1) 参考として、本システムを使用してウォーキングによる健康づくり事業「1日8,000歩以上で健康づくり」を来年度に実施する際に必要となる全経費（平成28年度分 積算基礎を明示すること。様式自由）を契約時に提出すること。
- (2) 受託者は業務の遂行状況について随時報告を行うこと
- (3) 事業開始後、保証期間内はメンテナンス等を確実にを行い、積極的に使用方法や関連情報の助言ができ、緊急時には対応を迅速に行うこと
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた場合は、奈良市に不利益が生じないよう、受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (5) 再委託の禁止
業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、奈良市と受託者で協議するものとする。